

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（案）  
に対する意見公募の結果について

令和6年9月25日  
原子力規制委員会

1. 概要

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（案）  
について、意見公募を実施しました。

期 間： 令和6年7月18日から同年8月22日まで

対 象：

➤ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則  
（案）

方 法： 電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送

2. 意見公募の結果

○提出意見数：2件<sup>1</sup>

○提出意見に対する考え方：別紙のとおり

---

<sup>1</sup> 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるものはなかった。

別紙

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（案）に関する提出意見及び考え方

令和6年9月25日

No.	提出意見	考え方
1	<p>2 ページの 4 行目「改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないもの」は表に該当する記載がないのでは？</p>	<p>➤ 今回の改正においては、御指摘の箇所に対応する改正部分はありませんが、原子力規制委員会においては、新旧対照表により改正を行う場合には、改正内容にかかわらず、このような改正文の記載とすることとしております。</p>
2	<p>今回の規則改正のうち、「実用発電用原子炉の設置、運転に関する規則」で、第 110 条（型式指定通知書等の交付）の規定が削除されます。</p> <p>一方、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」の別記様式第 13 の備考 1 において、型式指定を取得した特定兼用キャスクの設計承認を申請する場合、「型式設計特定機器指定通知書の写し」を添付することで、安全解析（口章）の省略が可能とされています。</p> <p>第 110 条の規定削除に伴い、上記の告示も改正され、申請方法が変更となるのでしょうか？</p>	<p>➤ 御指摘のとおり、今回の規則改正に伴い、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」（平成 2 年科学技術庁告示第 5 号。以下単に「告示」という。）も改正対象とすべきものです。このため、告示において、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）第 21 条第 1 項第 2 号の書類に記載する核燃料輸送物の安全解析については、輸送容器に係る型式指定の番号を記載すれば足りることとし、今回の規則改正後であっても核燃料輸送物の安全解析の記載を省略することができるよう、告示の別記様式第 13 及び別記様式第 14 の備考 1 を改正します。</p>